

外国籍の方の講習受講について

厚生労働省の通達により登録教習機関は、講習を受講する外国籍の方へ、日本語の理解力を事前に確認することが望ましいとされています。各講習については、日本語を理解したうえで講習の内容も同様に理解しなくてはなりません。

建設埼玉で開催をしている講習は、日本語のテキストを使用し、日本語での講義をしています。技能講習の修了試験も同様に日本語での試験問題となっています。したがって日本語能力については、講習に応じて『①日常会話ができる（ヒアリングも含む）』『②日本語の読み書きができる（漢字入りのテキストを読むことができ、かつ専門的・技術的な事項に関する日本語の理解もできる）』が必要となります。

《特別教育・安全教育》

日本語の能力について、上記①のみの方は、通訳の同席が必要です（要相談）
上記①②両方の要件を満たす方は、条件なく受講できます。

《技能講習、職長安全衛生責任者教育、職長安全衛生責任者能力向上教育》

日本語能力について上記①②両方の要件を満たす方のみ受講できます。通訳の同席は認めません。

外国籍の方を受講させる事業者の方・個人で受講を希望される外国籍の方は、下記の【注意事項】をご確認いただき、講習申込時に申込書とは別に『講習受講における日本語能力確認書』にて上記の日本語能力を有することの証明もご提出ください。

【注意事項】

- 講習中に講師や他の受講生に、日本語についての質問はできません。
- 日本語の能力について、明らかに講習内容を理解するための言語能力を有していないと事務局が判断した場合、途中退席をお願いし、修了証を発行しないことがあります。その場合は、受講料、テキスト代等返金しません。

建設埼玉 御中

講習受講における日本語能力確認書

受講者氏名

上記の者は、建設埼玉で実施される各講習を受講するために必要な日本語能力を有しています。

下記に証明をお願いします。

(外国籍の方を受講させる事業主、または、個人で受講を希望される方は本人)

令和 年 月 日

(事業主の証明) 事業所が受講させる場合はこちら

所在地
会社名
代表者名

(本人の証明) 個人で受講希望の場合はこちら

受講者氏名 (自署)
